

## 新市基本計画の策定方針について

### 1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、館林市及び板倉町の合併に際し、新市の円滑な運営の確保と新市全体の均衡ある発展を図ることを目的とし、本計画を実施することにより、新市の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図ろうとするものである。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、合併後、新市において策定する総合計画等に委ねるものとする。

### 2 計画の構成

本計画は、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及びこれを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成する。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、新市の基盤を形成するために、合併後の概ね10年間について定めるものとする。

### 4 計画策定の基本的な考え方

本計画の策定にあたっては、次の事項を基本的な考え方とする。

- (1) 新市の基本方針を定めるにあたっては、将来を見据えた長期的な視野に立ち、新市におけるまちづくりの基本理念を設定するとともに、その基本理念の具体化に向けた新市の将来像を示すものとする。
- (2) 基本方針を実現するための施策については、基本方針に基づく区分により体系化を行う。「たてばやし市民計画2020／館林市第五次総合計画」及び「第1次板倉町中期事業推進計画」を基本に、地域の課題を把握し、その特性を生かしながら、ハード、ソフトの両面にわたり効果的な事業の展開を図っていくものとする。

- (3) 公共的施設の適正配置と整備については、住民サービスの低下や住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域のバランス、財政状況等を考慮しながら、整備の方向性を示すものとする。
- (4) 新市の財政計画については、過去の歳入・歳出の推移を踏まえるとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないよう、合理的で健全な財政運営計画を策定するものとする。

## 5 住民意見の反映

合併協議会だよりやホームページ等を通して、丁寧な情報発信を行うとともに、ホームページに意見・問合せページを設けるなど、広聴・広報に努めるものとする。また、住民説明会を開催するなど、住民参加・対話の手法を取り入れ、新市基本計画の策定にあたって、住民の意見を反映していくものとする。

## 新市基本計画策定に関する概要について

### 1 新市基本計画とは

新市基本計画とは、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）に規定する合併市町村基本計画であり、合併協議会が作成するものとされている。また、策定にあたっては、両市町の総合計画等を尊重し、主要施策、事業の継続性を考慮する必要がある。新市基本計画は合併協議会の審議を経て決定され、最終的に合併協定書の1項目として調印されるものである。

### 2 新市基本計画の内容

新市基本計画の内容については、合併特例法第6条第1項において、計画に盛り込むべき事項が例示されている。また、同条第2項の規定により、新市基本計画は、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図ることを目的とし、新市の一体性の確立及び住民福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならないとされている。

なお、総務省より新市基本計画に係る目次構成の参考例が示されているので、総務省の例示や先行事例を参考に内容を構成することとする。

#### 【合併特例法第6条第1項】

- ①新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
- ②新市または県が実施する新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
- ③公共的施設の統合整備に関する事項
- ④新市の財政計画

#### 【総務省 目次構成の参考例】

##### I 序論

- ①合併の必要性
- ②計画策定の方針

##### II 合併関係市町村の概況

- ①位置と地勢、面積、土地利用状況
- ②人口と世帯数、主要産業など

### Ⅲ 主要指標の見通し

### Ⅳ まちづくりの基本方針

- ①新市の将来像（まちづくりの将来像・具体的な目標）
- ②施策分野別の基本方針、地域別整備の方針
- ③土地利用の方針など

### Ⅴ 新市の施策

- ①保健・医療・福祉の充実
- ②教育・文化の振興
- ③産業の振興
- ④環境の整備
- ⑤都市基盤の整備
- ⑥行財政運営の効率化など

### Ⅵ 新市における都道府県事業の推進

### Ⅶ 公共的施設の適正配置と整備

### Ⅷ 財政計画

### 3 計画の手順及び策定体制

新市基本計画案は、幹事会での検討を経て、合併協議会に提案するものとする。計画案の作成については、両市町の企画・財政担当部署と合併協議会事務局との連携により作業を進める。

また、計画案を策定した後の手続きとしては、住民説明会での意見聴取・反映後、群馬県知事との事前協議、正式協議を経て、最終計画とする。なお、策定した新市基本計画は、総務大臣及び群馬県知事に送付することとなっている。

#### 計画案から計画確定までの手続きの流れ

① 合併協議会は、新市基本計画の原案を作成(確認)する。

↓ ↑

② 住民説明会での意見聴取・反映、必要に応じて修正を行う。

↓

③ 合併協議会は、群馬県知事に対して事前協議を行う。

↓

④ 事前協議終了後、合併協議会は、群馬県知事に対して正式協議を行う。

↓

⑤ 群馬県知事が回答を行う。

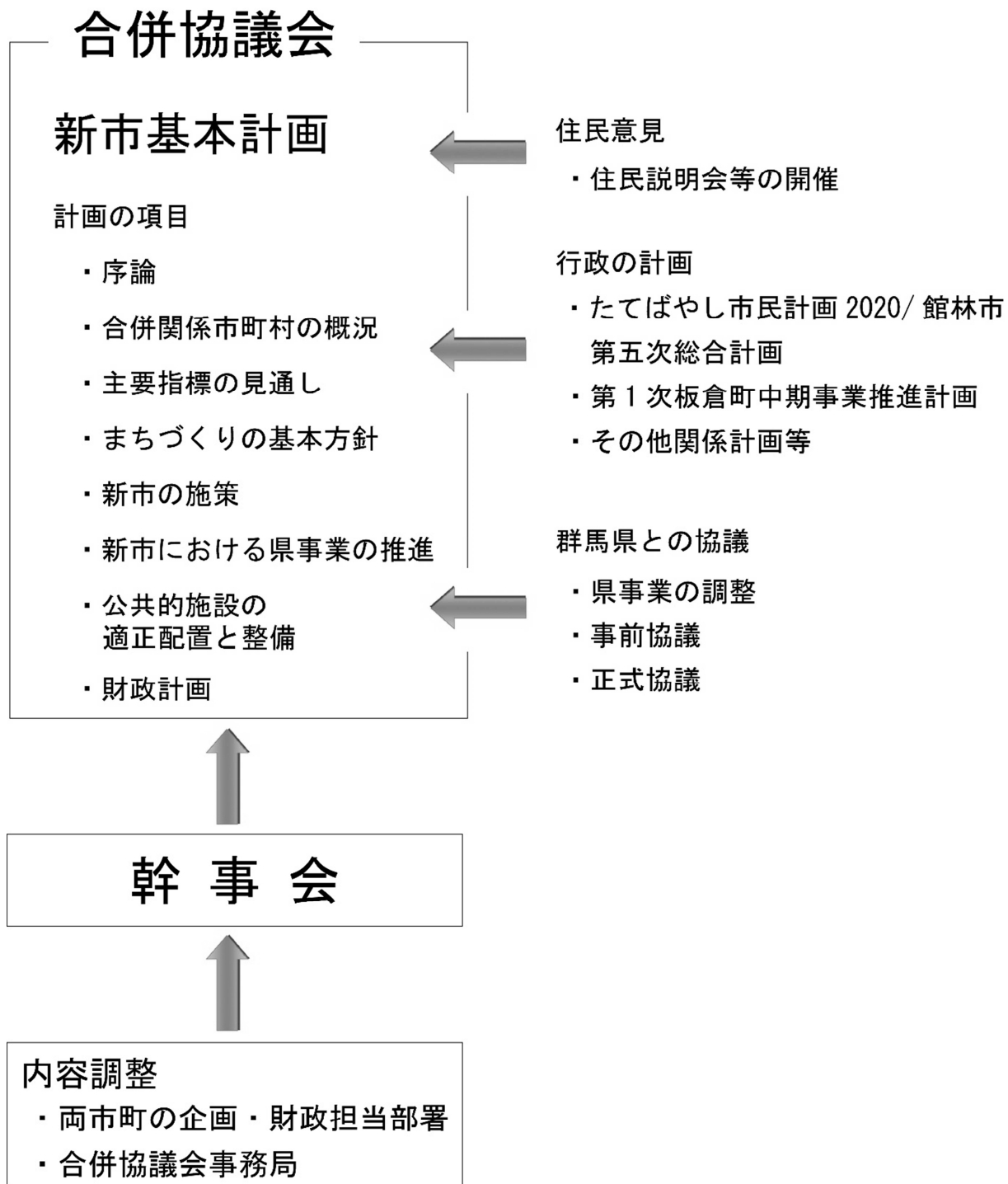
↓

⑥ 合併協議会は、新市基本計画を定め総務大臣及び群馬県知事に送付する。

↓

⑦ 総務大臣は、新市基本計画を国の関係行政機関の長に送付する。

# 新市基本計画策定体制 イメージ図



新市基本計画策定スケジュール

年月	平成 28 年						平成 29 年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
合併協議会	合併協議会設置			策定方針決定		計画骨子確認 (法第6条第5項)			計画案確認		県との事前協議 計画案確認		計画決定
協議会事務局	計画案の作成	県事業の推進・調整	事務事業の現況洗出し								住民説明会での 意見聴取・反映	県との事前協議	計画を総務大臣、 県知事へ送付
企画担当					主要施策の調整と査定 各課調整								
財政担当			財政状況の把握			公共的施設の適正配置検討							
			歳入、歳出の見通し 事業費の算定										
						財政計画素案							
													財政計画調整